

環循事発第 1804021 号
平成 30 年 4 月 2 日

公益社団法人
全国産業資源循環連合会会長 殿

環境省環境再生・資源循環局
環境再生事業担当参事官室
不法投棄原状回復事業対策室長



平成 30 年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の実施について

環境行政の推進につきましては、平素から格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 19 年度より、監視活動など不法投棄等を発生させない環境づくりを更に強化していくための取組として、国、都道府県、政令市、その他市町村、市民等が連携し、具体的な監視活動や啓発活動を一斉に実施するために、毎年 5 月 30 日から 6 月 5 日までの期間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、市民、事業者、廃棄物関係団体、行政が一体となって、監視や啓発活動等を一斉に実施するなど、廃棄物の不法投棄等の対策の取組を強化しているところです。

平成 30 年度においても、同ウィークを設定いたしますので、本取組の趣旨を御理解の上、各種事業の実施に御協力をいただきますよう、御配慮のほどよろしくお願いいたします。

また、例年と同様に平成 30 年度新規に実施される予定の事業及び継続事業並びに平成 29 年度に取り組みされた事業について、集計のうえ環境省ホームページ等で公表を予定しておりますので、別添の様式につきましても重ねて御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付
不法投棄原状回復事業対策室

電話：03-6205-4798（直通）

E-Mail：hairi-tekisei@env.go.jp

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」実施要綱

1. 名称

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」

2. 趣旨

不法投棄等の対策については、全国ごみ不法投棄撲滅運動の展開による監視活動の強化等を行い、大規模事案を中心に新規に判明される事案を減少させるよう、早期発見・早期対応による未然防止及び拡大防止の取組を推進してきたところである。

また、市町村等においては、住民等の協力を得て、地域における監視活動や啓発事業が行われるとともに、国や都道府県等と連携した不法投棄等監視の取組が推進されている。さらに、企業においても事業所周辺の清掃活動や自らの廃棄物の適正処理等も進められているところである。

今後も、このような各主体の連携を図りつつ、監視活動の強化などにより不法投棄等を発生させない環境づくりを一層進めることが重要であることから、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を設定し、市民、事業者、廃棄物関係団体、行政が一体となって、監視や啓発活動等を一齐に実施するなど、廃棄物の不法投棄等の対策の取組を強化することとする。

3. 期間

5月30日（ゴミゼロの日）～6月5日（環境の日）

4. 実施主体及び関係機関

環境省、内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省他関係省庁、都道府県、市町村、全国知事会、全国市長会、全国町村会、企業、廃棄物関係団体、NPO・NGO等

5. 取組内容

上記3及びその周辺の期間（前後1週間程度）において、地域の実情に応じて、事業を展開する。都道府県及び市町村は、自らの取組を推進するとともに、各主体の連携の促進に努める。

（1）実践活動

都道府県及び市町村、地域住民、NPO等による集中的な監視パトロール活動・一斉美化活動、3R活動、海洋ごみ対策等

（2）普及・啓発事業

パネル展示、ポスターやチラシ、広報誌、HPへの掲載等

（3）その他これらに類する事業

6. 本件の問い合わせ先

環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付 不法投棄原状回復事業対策室

TEL：03-6205-4798（直通） FAX：03-3593-8264